



# 未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 危機管理室危機管理課

## 1. 債権名及び整理番号(債権区分)

災害援護資金貸付金	整理番号	1	区分:	私債権
-----------	------	---	-----	-----

## 2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	141,461 千円	28実績	135,739 千円		
29目標	107,346 千円	29実績	113,137 千円	30目標	102,962 千円

## 3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績	—	28実績	—	29目標	—	29実績	—	30目標	—
	整理率	27実績	—	28実績	—	29目標	—	29実績	—	30目標	—
過年度	徴収率	27実績	5.0%	28実績	4.0%	29目標	6.8%	29実績	4.5%	30目標	4.0%
	整理率	27実績	5.0%	28実績	4.0%	29目標	20.9%	29実績	16.7%	30目標	9.0%

## 4. 29年度決算での未収金残高の状況

		合計	117 件	113,137 千円	217 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分		0 件	0 千円	
	28年度以前賦課分		117 件	113,137 千円	

### 回収債権

	計	82 件	74,266 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		0 件	0 千円
②分納誓約・徴収猶予等		61 件	51,806 千円
③交渉中		21 件	22,460 千円

### 整理債権

	計	35 件	38,871 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		0 件	0 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		6 件	7,538 千円
⑥時効年限を経過したもの		7 件	1,495 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		15 件	20,107 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		4 件	4,169 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		1 件	1,332 千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		2 件	4,230 千円

## 5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

### ○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1		B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

### ○現年度の取組内容の検証など

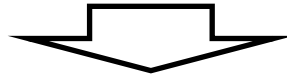
29年度 取組内容	29年度 取組実績
—	—



課題	改善策
—	—

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。</li> <li>・分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。</li> <li>・現在区役所で回収事務を行っている債権について、資料の整理が完了したものを順次危機管理室への引き継ぎを実施することで、未収債権の管理を強化していく。</li> <li>・破産免責等を受け、法的にも回収困難な案件について債権放棄等の手続きを進め、債務残高の圧縮を図る。また、低収入の債務者については他都市の今後の取組状況を踏まえ本市の方針を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底し、5名が完済となった。</li> <li>・分割納付誓約の提出のない者について分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行った。</li> <li>・区役所で回収事務を行っている債権については順次危機管理室への事務引き継ぎを進めており、該当10区中3区で引き継ぎが完了した。</li> <li>・破産免責等を受け、法的にも回収困難な10件について3月に債権放棄を行った。また、低収入の債務者については、他都市の状況を参考に検討を行った。</li> </ul>



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分納による完納者がいる一方、高齢化に伴い、生活保護や低収入の債務者が多くなっていることから、これまで分納していた債務者からの納付が止まる場合があるなど、年々徴収額が減少している。</li> <li>・毎年相続が発生しており、相続人調査に時間が掛かっている。</li> <li>・資力のない債務者の免除の取扱いについて、国の方針が示されており、他都市も含め、免除の手続きが進んでいない状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分納誓約書等の債務承認書類を定期的に徴収し、時効管理を行っていく。</li> <li>・破産免責等を受け、法的にも回収困難な案件について債権放棄等の手続きを進め、債務残高の圧縮を図る。</li> <li>・免除に関して国の方針が示されたときは速やかに手続きを進めていく。</li> <li>・債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理に努めていく。</li> </ul>

6. 30年度の取組内容 (5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分口</p> <p>—</p>
<p>○過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。</li> <li>・分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。</li> <li>・現在区役所で回収事務を行っている債権について、今年度中に全件危機管理室への引き継ぎを実施し、未収債権の管理を強化していく。</li> <li>・破産免責等を受け、法的にも回収困難な案件について債権放棄等の手続きを進め、債務残高の圧縮を図る。また、免除に関して国の方針が示されたときは速やかに手続きを進めていく。</li> </ul>

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

芦屋市、尼崎市、伊丹市、西宮市の状況を確認したが、当初貸付額に対する平成29年度末時点の回収状況については、4市平均88.00%となっており、本市の89.17%とほぼ同程度の回収率となっている。また、平成30年3月末現在の残高に対する4市の30年度平均回収目標率については、3.70%、本市4.00%である。